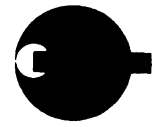


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

○奈良県事務処理の特例に関する条例(行政経営課)	七	○奈良県事務処理の特例に関する条例(行政経営課)	七
○奈良県手数料条例及び奈良県公害紛争処理条例の一部を改正する条例(財政課)	八	○奈良県手数料条例及び奈良県公害紛争処理条例の一部を改正する条例(財政課)	八
○奈良県税条例の一部を改正する条例(税務課)	九	○奈良県税条例の一部を改正する条例(税務課)	九
○地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(人事課)	九	○地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(人事課)	九
○奈良県事務処理の特例に関する条例(行政経営課)	九	○奈良県事務処理の特例に関する条例(行政経営課)	九
○奈良県手数料条例及び奈良県公害紛争処理条例の一部を改正する条例(財政課)	九	○奈良県手数料条例及び奈良県公害紛争処理条例の一部を改正する条例(財政課)	九

## 公布された条例のあらまし

◇地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

### 第一 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- 1 再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加  
再度の育児休業をすることができる特別の事情に、育児休業をしている職員  
員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る

子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したことを加えることとした。

### 2 育児休業をした職員の職務復帰後における昇給の調整

育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の昇給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができることとした。

### 3 育児短時間勤務の承認、給与の特例等

育児短時間勤務(任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間勤務をすることをいう。以下同じ。)に関する次の事項について定めることとした。

- (1) 育児短時間勤務をすることができない職員
- (2) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して二年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情
- (3) 特別の形態によつて勤務を必要とする職員についての育児短時間勤務の勤務の形態
- (4) 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求の手續
- (5) 育児短時間勤務の承認の取消事由
- (6) 育児短時間勤務の承認が失効した場合において、当該育児短時間勤務をしていた職員に引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務すること(以下「育児短時間勤務の例による短時間勤務」という。)を命ずることができるやむを得ない事情
- (7) 育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務

が終了した場合の職員への通知

- (8) 育児短時間勤務をしている職員の給与の特例
- (9) 育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱
- (10) 育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員への(8)及び(9)の準用

### 4 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新の手續等

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新の手續及び給与の特例について定めることとした。

### 5 部分休業等を行うことができない職員

部分休業等を行うことができない職員に、育児短時間勤務等を行っている職員を加えることとした。

### 6 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

### 第二 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正

退職手当を支給する職員から、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を除くこととした。

### 第三 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- 1 育児短時間勤務職員の勤務時間、休日日等  
育児短時間勤務職員(育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることになった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間、休日日及び勤務時間の割振りは、育児短時間勤務の内容(育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることになった職員にあつては、当該育児短時間勤務の例による短時間勤務の内容)に従い、任命権者が定めることとした。

1 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間等について、所要の規定の整備を行うこととした。

### 2 育児短時間勤務職員等の宿日直勤務及び超過勤務

育児短時間勤務職員等には、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、宿日直勤務又は超過勤務を命ずることができることとした。

3 育児短時間勤務職員等の年次有給休暇

育児短時間勤務職員等に付与される年次有給休暇は、その者の勤務時間等を考慮して二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とする」とした。

第四 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

裁量勤務を行う第二号任期付研究員が育児短時間勤務職員等である場合の勤務時間の算定について、所要の規定の整備を行うこととした。

第五 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員について、給与の額を減ずるものとする」とした。

第六 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

一部改正

1 給与の減額

給与の減額を行う部分休業について、その対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子とする等所要の規定の整備を行うこととした。

2 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての適用除外

管理職手当等に関する規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員には適用しないこととした。

第七 施行期日等

1 公布の日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

3 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 市町村が処理する事務の追加

(1) 温泉法の改正に伴い追加された知事の権限に属する温泉土地掘削許可を受けた地位の承継等に係る承認の事務の一部を、奈良市を經由して処理することとした。

(2) 都市計画法の改正に伴い追加された知事の権限に属する開発許可に係る協議の事務等の一部を、関係市町村を經由して処理することとした。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

1の(1)及び2の一部については平成十九年十月二十日から、1の(2)及び2の一部については同年十一月三十日から施行することとした。

奈良県手数料条例及び奈良県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

1 奈良県手数料条例の一部改正

(1) 温泉土地掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 七、四〇〇円

(2) 温泉ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 七、四〇〇円

(3) 温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 七、四〇〇円

(4) 用途地域の指定のない区域内における建築等許可申請手数料 一八〇、〇〇〇円

(5) 開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 二七、〇〇〇円

(6) 防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料 二七、〇〇〇円

2 奈良県公害紛争処理条例の一部改正

調停が打ち切れ、又は調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内当該調停の申請人又は参加人が仲裁の申請をする場合にあつては、その手数料の金額は、通常の算出方法により算定した手数料の額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した金額とする」とした。

3 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

1の(6)、2及び3の一部 公布の日

1の(1)、(2)及び(3)並びに3の一部 平成十九年十月二十日

1の(4)及び(5) 平成十九年十一月三十日

奈良県税条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税関係

産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象に認定技術活用事業革新計画又は認定経営資源融合計画に従って譲渡される不動産を追加したうえ、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで一年延長することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 開発区域の面積に関する規定の削除

都市計画法及び都市計画法施行令の改正に伴い、市街化調整区域内の大規模な開発に係る許可の基準が廃止されたことにより、開発区域の面積に係る規定を削除することとした。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成十九年十一月三十日から施行することとした。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 規定の整理

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、出納長制度が廃止されるため、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

(1) 知事、副知事及び出納長の給与並びに旅費に関する条例

(2) 奈良県特別職報酬等審議会条例

(3) 知事、副知事及び出納長の退職手当に関する条例

(4) 知事等及び職員の給与の特例に関する条例

(5) 国際奈良学セミナーハウス条例

(6) 奈良県立万葉文化館条例

◇警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 警察署の統合

(1) 奈良県高田警察署と奈良県御所警察署を統合するため、奈良県高田警察署の管轄区域を次のとおりとすることとした。

大和高田市
御所市
香芝市
葛城市
北葛城郡 広陵町

(2) 奈良県五條警察署と奈良県十津川警察署を統合するため、奈良県五條警察署の管轄区域を次のとおりとすることとした。

五條市
吉野郡 野迫川村
十津川村

2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

- (7) 奈良県社会福祉総合センター条例
- (8) 奈良県心身障害者福祉センター条例
- (9) 奈良県総合リハビリテーションセンター条例
- (10) 奈良県県民センター条例
- (11) 奈良県立都市公園条例
- (12) 奈良県第一浄化センタースポーツ広場条例
- (13) 奈良県営住宅条例
- (14) 橿原公苑使用条例
- (15) 奈良県営プール条例
- (16) 奈良県社会教育センター条例

2 警察署の新設

(1) 奈良県香芝警察署を新設するため、奈良県高田警察署の管轄区域を次のとおりとすることとした。

大和高田市
御所市
葛城市

(2) 奈良県香芝警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとすることとした。

警察署名	位置	管轄区域
奈良県香芝警察署	香芝市	香芝市 北葛城郡 広陵町

3 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

条 例

一 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十三号

一 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「ほか、」の下に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条第一号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の下に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親である者に限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者(地方公務員法第六十一条に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)に申し出た場合に限る。))。

第五条第一号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第十四条を第三十三条とする。

第十三条中「第九条の二第二項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第十二条の見出しを削り、同条第一項並びに第二項各号列記以外の部分及び第九号中「第九条の二第二項」を「第二十八条第一項」に改め、同項第二号中「第九条の二第一項」を「第二十八条第一項」に、「係る子を職員以外の当該子の親が当該承認に係る」を「より養育している子を当該承認により養育している」に改め、「おいて」の下に「職員以外の当該子の親が」を加え、同項第三号中「第九条の二第一項」を「第二十八条第一項」に、「又は」を「育児短時間勤務若しくは」に、「若しくは

」を承認し、又は「に改め、同条第三項中「第九條の二第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同条第三十一條とする。

第十一條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由等)」を付し、同条第一項前段中「第五條」を「第十四條第一号及び第二号」に改め、同項後段中「育児休業を」を「育児短時間勤務を」に、「又は」を「、育児短時間勤務若しくは」に、「若しくは」を「承認し、又は」に、「第九條の二第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同条第三十條とする。

第十條中「一般職の職員の給与に関する条例」及び「同条例」を「給与条例」に改め、「減額して」の下に「給与を」を加え、同条第二十九條とする。

第九條の二第一項中「第九條第一項」を「第十九條第一項」に改め、「一部」の下に「(二十時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加え、同条第二項第三号中「ほか、」の下に「職員が」を加え、「係る時間」を「より養育しようとする時間」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同項中同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務又は育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員

第九條の二第三項中「一週間を通じて二十時間(二十時間から、労働基準法第六十七條の規定による育児時間を承認されている職員については当該育児時間及び部分休業をしている職員については当該部分休業に係る時間を減じた時間)を超えない範囲内」を削り、同条に次の一項を加える。

4 労働基準法第六十七條の規定による育児時間又は部分休業を承認されている職員に対する第一項の規定による承認については、一週間につき二十時間から当該育児時間又は当該部分休業を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第九條の二を第二十八條とする。

第九條の前の見出しを「(部分休業の承認)」に改め、同条中「一日を通じて二時間(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十七條の規定による育児時間を承認されている職員については、二時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の一項を加える。

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十七條の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第九條を第二十七條とする。

第八條中「第九條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条第三号中「部分休業をしよう」を「職員が部分休業により養育しよう」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条中同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第二号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務又は育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員

第八條を第二十六條とする。

第七條に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条第一項中「昭和二十八年十月奈良県条例第四十号」の下に「以下「退職手当条例」という。」を加え、「同条例」を「退職手当条例」に、「を執る」を「に従事する」に改め、同条第二項中「奈良県職員に対する退職手当に関する条例」を「退職手当条例」に改め、同条を第九條とし、同条の次に次の十六條を加える。

第十條 育児休業法第十條第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 非常勤職員
  - 二 臨時的に任用される職員
  - 三 育児休業法第六條第一項の規定により任期を定めて採用された職員
  - 四 職員の定年等に関する条例第四條第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員
  - 五 育児短時間勤務(育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
  - 六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員
- (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一條 育児休業法第十條第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことに伴い当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四條第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することになったこと。
- 二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したること。
- 三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四條第二号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親である者に限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることになったこと。

第十二條 育児休業法第十條第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務